

**登録申込書(様式第1号)記入例  
(太陽光+蓄電池)**

事務局整理番号：  
※申込者は記入しないでください。

様式第1号(第6条関係)

**郵送する日を  
記入してください。**

令和2年(2020年) 6月 1日

公益財団法人 淡海環境保全財団  
理事長

申込者氏名 淡海 太郎

淡  
印  
海

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金  
登録申込書

**フリガナを忘れずに  
記入してください。**

**申込者(設備の設置者)の氏名を記  
入、認印を押してください。浸透印  
(シャチハタなど)は不可です。**

令和2年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱第9条  
の規定に基づき、標記補助金の登録の申込をします。

フリガナ	オウミ タロウ	※フリガナを必ず記載ください。	
申込者氏名	淡海 太郎	集合住宅(賃貸ではない)にお住 まいの方はここにチェックしてくだ さい。	
申込者住所	〒525-0066 草津市矢橋町帰帆 2108 番地	<input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅の方はチェックして下さい。	
設置場所 (申込者住所と設置場所が異なる場合)	大津市京町四丁目1番1号	<b>重要</b> 屋間に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。	
日中連絡先電話番号 (携帯・職場等・自宅)	090-9900-1122 ※必ず記載ください。	FAX	077-569-5304
上記で連絡が取れない場合 日中連絡先電話番号 (携帯・職場等・自宅)	077-569-5301	E-mail	shiga@ohmi.or.jp
<b>該当箇所を囲んでください。</b>			
スマート・エコ製品	補助対象とするもの全てにチェックしてください。(※申請時変更不可)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム (最大出力 2.05kW ※小数第2位まで。) <input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エネファーム)(エネファームからの買い替えでない) <input type="checkbox"/> 高効率給湯器(エネファーム以外)(高効率給湯器からの買い替えでない) <input type="checkbox"/> 電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート等) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) <input type="checkbox"/> 潜熱回収型石油給湯器(エコフィ) <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input checked="" type="checkbox"/> 家庭用蓄電池 <input type="checkbox"/> V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム) <input type="checkbox"/> 窓断熱設備 (第2面 窓断熱設備要件チェックを記載ください)		
<b>対象スマート・エコ製品にチェック ✓をしてください。</b>			
設置予定の太陽光発電の最大出力を記入してください。 小数3位以下を切り捨て、小数第2位まで記入してください。 ○ 2.05 × 2.00			

太陽光とスマート・エコ製品  
を設置予定の方はここにチェ  
ックしてください。

<p>太陽光発電システムを 設置予定の場合</p>	<p>併せて設置もしくは購入する予定のものいずれかにチェックしてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 他のスマート・エコ製品を設置予定である。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の省エネ製品を購入予定である。 (購入予定の製品1か所にチェックしてください。申請時変更可)</p> <p><input type="checkbox"/> LED照明器具</p> <p><input type="checkbox"/> エアコン</p> <p><input type="checkbox"/> 冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/> 高断熱浴槽</p> <p><input type="checkbox"/> エネルギー管理システム (HEMS)</p> <p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備</p> <p>※省エネ製品を購入予定の場合、購入金額が2万円以上であること。 (複数購入可。設置工事費、消費税除く。)</p>
<p>今回太陽光発電システム を設置しない場合</p> <p>スマート・エコ製品の 停電時への対応について (窓断熱設備単独設置の 場合は記入不要です)</p>	<p>該当する項目にチェックしてください。(1カ所以上のチェックが必要)</p> <p><input type="checkbox"/> 自立型エネファーム等、停電時自立システム内蔵給湯器を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/> 停電時にお湯が取り出せる貯湯ユニット付給湯器を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/> 水道水圧もしくは付属太陽光発電で水を循環させる太陽熱利用システム を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他の停電時稼働機能を持つ製品を設置する。 (※具体的に )</p> <p><input type="checkbox"/> 既設太陽光発電システムから給電して稼働する。(蓄電池・V2Hは必須)</p>
<p>窓断熱設備 要件チェック</p>	<p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備の施工面積は8㎡以上である。</p> <p><input type="checkbox"/> 窓断熱設備の設置工法は、内窓設置である。他の工法では、省エネ建材等 級ラベル★★★の製品であること、もしくは要綱別紙判断基準で熱貫流 率が3.49W/㎡K以下であることを確認している。</p>
<p>スマート・エコ製品 の種類</p>	<p>工事着工予定日</p> <p>工事完了予定日 (太陽光発電は電力受給開始予定日)</p> <p>① 太陽光発電システム 令和2年 7月 1日 令和2年 7月 31日</p> <p>② 蓄電池 令和2年 7月 15日 令和2年 7月 20日</p> <p>③ _____ 令和 ____年 ____月 ____日 令和 ____年 ____月 ____日</p> <p>※複数のスマート・エコ製品を設置予定の場合はそれぞれについて記入してください。</p>
<p>省エネ製品 購入予定日</p>	<p>令和 ____年 ____月 ____日</p>
<p>※スマート・エコ製品の工事着工日は、令和2年4月1日以降、工事完了日は令和3年1月31日以前であること。 省エネ製品の購入日は、令和2年4月1日以降、令和3年1月31日以前であること。</p>	

重要

スマート・エコ製品工事設置  
開始予定日と完了予定日を  
記入してください。(対象製  
品すべて記入ください)

**重要**

スマート・エコ製品工事施工業者と施工者住所を記入してください。(対象製品すべて記入ください)

施工者（予定） 施工者住所  
① ○○株式会社 野洲営業所 野洲市△□町1丁目1番

② □□株式会社 彦根支店 彦根市○○1丁目1-1

③ \_\_\_\_\_

※複数のスマート・エコ製品を設置予定の場合はそれぞれについて記入してください。

省エネ製品 購入店（予定） 購入店住所  
\_\_\_\_\_

※スマート・エコ製品設置施工者、省エネ製品購入店が県内事業者、県内販売店であること。

要件チェックの確認を  
してください。

要件チェック

該当しないので  
チェック不要

- ※要件に該当するかチェックしてください。  
(交付申請するには、全てに該当することが必要です。)
- 補助事業を実施する建物が県内に所在し、住居として居住します。
  - 個人用既築住宅（賃貸住宅を除く）にスマート・エコ製品を設置します。
  - スマート・エコ製品の設置や省エネ製品の購入は、令和2年4月1日以後に実施し、令和3年1月31日までに完了します。
  - スマート・エコ製品の設置の施工者は県内事業者です。
  - 省エネ製品の購入店は県内販売店です。(該当の場合のみチェック)
  - 住民税（県民税）に未納はありません。
  - 平成24年度以降に、滋賀県個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金、淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金または淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金、淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金の交付申請登録完了通知を受けていません。(登録完了通知を受けている場合でも、補助金の交付を受けていない場合には、令和2年11月2日以降は登録可)
  - 交付要綱第3条(4)に規定する暴力団員ではありません。財団が必要と認める場合には、滋賀県警察本部に照会することを承諾します。
  - (「しがCO2 ネットゼロ」ムーブメント)、「COOL CHOICE」に賛同される場合) 賛同書(様式第10号)を添付しました。
  - 以下の点について承諾します。
    - ・録は補助金の交付を約束するものではないこと。
    - ・交付決定は補助金交付申請書の先着順で行うこと。
    - ・予算の範囲を超えた受付日をもって交付申請書の受付を終了すること。